

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日は、
翌日)

目次

◇ 告 示

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

麻薬取締法に基づく聴聞の実施

公共測量を実施する旨の通知

基本測量を実施する旨の通知

◇ 選管告示

参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画に関する意見の聴取

選挙管理委員会の招集

◇ 正 誤

鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正

告 示

鳥取県告示第四百十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
荒金歯科診療所	日野郡日南町生山六七一	昭和四十六年四月一日
山藤胃腸科、外科、肛門科医院	鳥取市大榎町一七	"
大月歯科医院	倉吉市上井二丁目九の八	十二日
清水"	鳥取市湯所町二丁目三〇七	十五日

鳥取県告示第四百十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
荒金齒科診療所	日野郡日南町生山 六七一	全国	昭和四十六年四月一日
山藤胃腸科、外科、 肛門科医院	鳥取市大槻町一七	"	"
清水齒科医院	" 湯所町二丁目 三〇七	"	" 十五日
大月 "	倉吉市上井二丁目 九の八	"	" 十二日

鳥取県告示第四百十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一五九〇号	佐々木 劭	昭和四十六年四月六日

鳥取県告示第四百十八号

麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十二条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示す

る。

昭和四十六年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十六年五月十二日 午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県議会第三委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市上福原一、七五一 池田正三

鳥取県告示第四百十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 通信地図修正測量

二 作業期間 昭和四十六年五月七日及び八日

三 作業地域 八頭郡智頭町大字智頭

鳥取県告示第四百二十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量(二等重力測量)
- 二 作業期間 昭和四十六年五月七日から昭和四十六年七月十四日まで
- 三 作業地域 鳥取市、米子市、倉吉市、赤碕町、羽合町、淀江町、岩美町、若桜町、智頭町、青谷町及び気高町

鳥取県告示第四百二十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量(天文測量)
- 二 作業期間 昭和四十六年五月十日から昭和四十六年六月三十日まで
- 三 作業地域 鳥取市

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百五十五条第三項の規定に基づき、近く執行される予定の参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画に関して意見をきくので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる

事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和四十六年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一口時 昭和四十六年五月八日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目三〇五番地 鳥取県自治会館第五号会議室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和四十六年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一口時 昭和四十六年五月八日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 参議院議員通常選挙について

正 誤

鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和四十六年四月鳥取県条例第二十三号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正

十一 1,240,000 | 1,245,500 | 24,800 | 1,240,000 | 1,245,000 | 24,800

二十七
二十八

氏名
又は名称

氏名
又は名称